

総務委員長報告(概要)

・議案2件を原案可決、請願1件を採択

【議案第37号】南島原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

が、子が生まれて8週間以内の場合は、2週間前までに申請すればいいようになった。

説明 改正内容は、育児休業の取得回数を現行の原則1回から原則2回までに、子の出生後8週間以内の場合の取得回数を現行の1回までを2回までに、育児休業の取得回数制限を緩和するもの。

質疑 今まで条例で定めていたと思うが、今回の条例改正は法律の改正により、条例を改正したということか。届出はいつまでに行うのか。また、男性の育児休業はいつまで取れるのか。

答弁 旧条例には、特別な事情を条例に定め、2回と定めていたが、法律の改正により2回取得することができるようになった。

申請については、従来取得する1か月前に申請することになっていた

男性の取得期間については、子が出生して、8週間以内で育児休業を取得することができるとなった。

水産物供給基盤機能保全事業の財源を、過疎対策事債から合併特例債に変更し、合計30億760万円から140万円減額し、30億620万円に変更するもの。

次に、地方特例交付金407万8千円の減額及び地方交付税2億8,768万8千円の増額は、交付額決定に伴うもので、財政調整基金繰入金2億2,094万8千円の減額は、地方交付税などの交付額決定に伴い財源組替を行ったもの。

また、減債基金繰入金となるが、共済組合から約7割の育児休業手当が支給される。

質疑 育児期間中は無給となるが、共済組合から約7割の育児休業手当が支給される。

質疑 女性の産休は、産前7週、産後8週か。

答弁 産前8週、産後8週。

【議案第40号】令和4年度南島原市一般会計補正予算(第4号)

〔総務部関係〕

説明 歳入関係で主なものは、地方債の変更で、当初予算で計上していた

次に、歳出関係で主なものは、施設の電気料金727万8千円の増額は、ロシアによるウクライナ侵攻などにより、原油や液化天然ガス等国内において調達不足となっており、電気市場の価格が高騰していることから、予算不足が見込まれるため、予算要求をす

るもの。
公債費元金14億9,524万円は銀行等資金の繰上償還を行うため、増額補正を行うもの。
質疑 合併債の残高はいくらか。
答弁 令和3年度末で、約22億円残っている。
質疑 ミナサポとの電気契約は施設ごとに契約をするのか。もしくは市で一括して契約をするのか。
答弁 市で一括契約ではなく、施設の所管課ごとに契約をする。
質疑 電気契約については、総合的な比較検討が必要ではないか。
答弁 試算をして総合的に判断をしていくことになる。現在でも九電とミナサポを比較した場合、九電よりまだ有利という状況ではあるが、今後は比較検討しながらやっていくことになる。
質疑 地方特例交付金の減額と過疎債を合併特例債に振り替える理由は。
答弁 地方特例交付金については、令和4年度か

ら自動車税の減収補填分と軽自動車税の減収補填分が不交付になったため。また、過疎債については、要望額12億円に対し、一次協議において、9億円余りの提示により、財源調整を行ったもの。
質疑 過疎債の要望額と提示額の差額3億円は、協議で増えないのか。
答弁 例年、二次協議があるので可能性はある。
質疑 過疎対策事業債は、年間どのくらい申請をしているのか。
答弁 近年は、自転車歩行者専用道路分があつて大きくなっているが、令和元年度は7億5千万円程度、令和2年度は5億3千万円、令和3年度は10億9千万円、今年度要望額は12億円。

〔地域振興部関係〕

説明 世界遺産ガイダンス施設維持管理事業28万1千円は、有馬キリシタン遺産記念館の電気料金の増額である。
質疑 市はミナサポと九電の両方を使用している

という説明があつたが、具体的な説明を。
答弁 今年度に関していうと、高圧の電気代で560万円程度、ミナサポのほうが安く電気を提供できるということで精査し、計算をしている。

質疑 公共施設の電気使用料に要する経費3,675万3千円の九電分とミナサポの内訳はいくらか。
答弁 各課で計算し予算計上しているので把握していない。後で調べて報告する。(※委員会終了後資料提供あり)

〔その他の付託案件〕

【請願第2号】地方財政の充実・強化を求める意見書採択のお願い



（株）ミナサポ(旧長野小学校)